

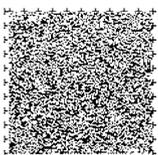
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本市では、平成 26（2014）年 3 月に、障害者基本法第 11 条第 3 項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成 30（2018）年度に、計画の見直し（改定）を行い、障害のある人の本市における暮らしに関する総合的な施策を推進してきました。

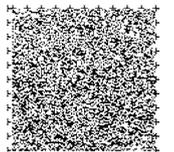
また、令和 3（2021）年 3 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法の第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられる計画として、「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。同計画は 3 年に 1 度の見直し（改定）が法律によって定められ、障害のある人に必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の福祉サービスの適切な見込み量を定め、提供体制の確保に努めてきました。

この度、「西東京市障害者基本計画」と「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画」が同時期に計画期間が満了することに伴い、これまでの本市における障害福祉の取組の総合的な評価を踏まえ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図り、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至る、生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供するための、「第 3 次西東京市障害者基本計画・第 7 期西東京市障害福祉計画・第 3 期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。



近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次の通りです。

平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者自立支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化</li> <li>・障害程度区分の導入 等</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の障害福祉サービスの提供体制の基本的な仕組みが構築された</li> <li>・サービスの提供主体が市町村に一任され、「市町村障害福祉計画」がスタート</li> <li>・障害のある人の「自立した生活」に向けた支援が主目的</li> </ul>	
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者の権利に関する条約」 署名（批准は平成26年）</li> <li>・障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障</li> <li>・障害に基づく差別を禁止 等</li> </ul>			
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定</li> <li>・障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記</li> </ul>			
平成23～24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者自立支援法等の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を支援対象として明確化</li> <li>・グループホームの利用助成</li> <li>・応能負担原則への見直し</li> <li>・支給決定プロセスの見直し 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者基本法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の「自立した生活」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を重視した生活の実現にむけた支援へと変化</li> <li>・給付サービスに加えて、地域支援事業による総合的な支援の充実が明記される</li> <li>・障害のある人の対象が広がり、「難病患者」が支援対象となる</li> </ul>	
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者総合支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者を支援対象として明確化</li> <li>・ケアホームとグループホームの統合</li> <li>・地域生活支援事業の追加</li> <li>・重度訪問介護の範囲拡大 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第3次障害者基本計画」 閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 箇年計画に変更</li> <li>・基本原則の見直し</li> <li>・安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 等</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現にむけた法整備が充実</li> <li>・「合理的配慮」等の障害のある人の権利擁護の推進</li> <li>・医療的ケア児や発達障害等の障害に関する対象、理解の拡大</li> </ul>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者の権利に関する条約」 批准</li> </ul>			
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等</li> </ul> </li> <li>●「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者差別解消法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の提供義務 等</li> </ul> </li> <li>●「発達障害者支援法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の定義の改正と理解促進</li> <li>・発達障害者への切れ目のない支援体制 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童や医療的ケアの必要な児童に対する福祉サービスの提供体制の充実</li> <li>・地域生活への定着に向けた新規サービスの拡充</li> </ul>	
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの新設（就労定着支援など）</li> <li>・精神障害に対応した地域包括ケアの構築</li> <li>・地域生活支援拠点等の整備</li> <li>・障害児サービスの提供体制の構築 等</li> </ul> </li> <li>●「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大（第5次） <ul style="list-style-type: none"> <li>・359疾病→361疾病</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第4次障害者基本計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の権利擁護の推進</li> <li>・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</li> <li>・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等</li> </ul> </li> <li>●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者情報アクト「リビ・コミュニケーション」施策推進法（令和4年施行）に基づく施策の充実</li> <li>・福祉・防災関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保</li> <li>・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保、障害のあることに対する支援の充実</li> <li>・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備、病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和3年施行）</li> </ul>
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム等及び地域生活支援拠点の充実</li> <li>・人材の確保に向けた研修、周知広報等の拡充</li> <li>・成果指標の達成に向けた活動指標の設定 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度</li> <li>・優良事業所の認定制度 等</li> </ul> </li> </ul>		
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者総合支援法の改正」 施行予定（令和6年） <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>・多様な就労ニーズに対する支援や質の向上</li> <li>・精神障害、難病患者への支援の充実 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5次障害者基本計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の障害特性に配慮した支援</li> <li>・自立した生活の支援・意思決定支援の推進</li> <li>・情報アクト「リビ」の向上 等</li> </ul> </li> <li>●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の質の向上の為の事業主の責務明確化</li> <li>・在宅就業支援団体の登録要件の緩和 等</li> </ul> </li> </ul>		
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に係る基本指針の見直しの主なポイント</li> </ul>			
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入所等から地域生活への移行、継続の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> </ul> </li> <li>●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築</li> <li>●福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>●障害児のサービス提供体制の計画的な構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・聴覚障害児への早期支援の推進の充実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バレットホールディング等が「法」実施者養成推進</li> </ul> </li> <li>●地域における相談支援体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul> </li> <li>●障害者等に対する虐待の防止</li> <li>●「地域共生社会」の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村による包括的な支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>●障害福祉サービスの質の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉人材の確保・定着 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による負担軽減</li> </ul> </li> <li>●地域ニーズを踏まえた福祉計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の取得利用・意思疎通の推進</li> <li>・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成</li> </ul> </li> <li>●障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li> </ul>	
令和8年				



## 2 計画期間

本計画の計画期間は、「第3次西東京市障害者基本計画」を令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とし、「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間としています。



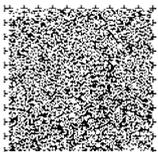
## 3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、障害や発達に心配がある人やその家族等も支援の対象としてきました。

近年の障害者総合支援法の改正に伴う、対象となる難病の拡大、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援等の必要性に加え、市民の生活環境の多様化・複雑化していることに加え、令和2年から数年間にわたる新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状態（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。ほかの感染症の感染拡大が発生するなどした際には、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられることから、新型コロナウイルス感染症によって生じた福祉的な課題を関係者間で共有すると共に、コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを活用していくことが期待されています。

障害福祉サービスの利用の状況に着目するだけでなく、社会的障壁によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

※本計画では、特に分けて記載しない限り、障害のある人には、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」と総称する。）のある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。なお、発達障害には発達障害の特性がいくつか見られるものの、診断基準をすべて満たしているわけではなく、確定診断ができない状態を含みます。



## 4 計画の策定プロセス

### (1) 課題抽出のプロセス

本計画の策定に当たっては、施策の評価による点検とアンケート調査やヒアリング調査による市民や支援者、障害福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、有識者・支援者及び市民等で構成される西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、障害者施策の課題を整理しました。

#### 1) 計画の進捗評価

前計画に位置付けられた事業・取組について、施策の達成状況等を確認しました。

### 評価の実施状況

#### 評価方法

担当課による評価

評価指標：A から E までの 5 段階評価

A：施策内容に対して目的を達成できている

D：課題の把握までで検討・立案に至っていない

B：改善の余地はあるが、概ね具体化できている

E：未着手

C：事業の検討・立案までで具体化できていない

#### 2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障害のある人やその保護者の生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題を把握することを目的に、市民を対象としたアンケート調査と、当事者・家族団体や障害福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査を行いました。

#### 3) 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会における審議

西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、基礎情報の整理及びニーズ調査の設計を行った後、前計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障害者施策における課題整理を行いました。

